

過去(平成25年5月)に候補地から除外することとした6項目の要件

- ① 防災上の課題がある場所
県が指定する、土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)に指定された場所を除外した。
- ② 市街地から離れた場所
市役所を中心として半径5km圏外の場所を除外した。
- ③ 風致地区など開発の規制がある場所
市が大規模な開発について規制をかけている、風致地区及び周知の埋蔵文化財包蔵地を除外した。
- ④ 故人を見送る施設との隣接を避けた方がよいと考えられる施設がある場所
ごみ処理施設や汚泥処理施設に隣接する場所を除外した。
- ⑤ 病院などからよく見える場所
病院の入院患者などから火葬場施設における葬送の様子がよく見える場所を除外した。
- ⑥ 近隣(100m以内)に住宅や観光施設などがある場所
生活や経営の迷惑とならないよう、住宅や商店、観光施設といった民間事業所から100m以内の場所を除外した。

検討委員会としての過去の検証(案)

- ・ 期限や条件等を定めた公募ではなく、広報誌の中での候補地等の提案の呼びかけとなっていたが、その呼びかけはあいまいで、公平性が十分に担保されていなかった。
- ・ 候補地の決定手法について、どこでどう決定したかのプロセスが見えておらず、市民の不信感を招く一因となっていた。
- ・ 候補地を市役所から5km以内の範囲に限定しているが、その距離設定は根拠に乏しく、必要以上に候補地を限定していた。
- ・ 風致地区を完全に除外していたが、風致地区のような自然景観は火葬場建設においても求められるものであり、風致地区と生活をなじませるような整備も検討する余地がある。